

コスト高騰対策について

1 経緯

(1) 復興庁による平成27年度地域医療再生基金事業の事業要望調査の実施 (H26.6.25 付け事務連絡)

【対象事業】

以下のいずれかであって、かつ、既存の基金事業の見直しや計画残余（見込）額の活用により対応できない医療の復興事業に限る。（被災3県及び茨城県）

○計画されている事業について建設コスト高騰により不足が生じているもの

○計画後の状況変化により、事業の拡充又は新規事業により対応しなければ、医療の復旧・復興が達成できないもの

（注）復旧・復興のみを対象とし、災害対策など一般的な医療機能強化は対象としない。

(2) 第二期地域医療再生計画及び復興計画の各事業主体あて照会を実施 (H26.6.30 付け医療第522号)

建設コスト高騰により不足が生じているとして、13件の要望回答あり。

(3) 復興庁へ事業要望調査回答を提出

① 既存の基金事業の見直しや計画残余（見込）額の活用により対応できない医療の復興事業として、「石巻市立病院の新築」整備事業及び「気仙沼市立病院の移転新築」整備事業の2件をエントリー。

② それ以外の事業については、既存の計画（復興計画・第二期復興計画）の残余（見込）額の活用により対応を検討していくこととした。

2 地域医療再生基金への積み増しについて

(1) 平成27年度政府予算案への反映

被災3県及び茨城県から回答のあった事業のうち、「地域医療再生基金（復興分）の要望内容の精査について」（平成26年9月25日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室長事務連絡）に基づく精査を経て、平成27年度政府予算案で、地域医療再生基金への積み増しとして、被災3県及び茨城県で172億円が措置される見通しとなった。（うち、宮城県分として100.1億円が配分される見込み。）※平成27年度予算東日本大震災復興特別会計

3 今後の対応等について

(1) 「石巻市立病院」及び「気仙沼市立病院」整備事業への配分（1（3）①への対応）

・平成27年度政府予算による地域医療再生基金への積み増し分について、両事業へ配分。

(2) 既存計画の残余見込額の活用（1（3）②への対応）

・H26.6.30 付け医療第522号にて照会し、要望回答のあった11施設（石巻市立病院及び気仙沼市立病院除く）を対象として、要望額の精査のため、再度照会を実施。現時点での残余額を活用して再配分

(3) 地域医療復興計画の改訂案を提出

・各県が作成した医療の復興計画等の改訂案の内容を踏まえて、復興庁と厚生労働省との協議を経て復興庁が分配額を決定する。その後、厚生労働省へ予算の移し替えを行ったうえで、交付申請・交付決定される見込み。